

長野県教育支援委員会要綱

昭和52年6月10日
教育委員会決定

最終改正 平成26年3月13日

(設置)

第1 市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。）及び特別支援学校（以下「市町村教育委員会等」という。）が行う障がいのある幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学相談及び一貫した教育支援に関し、専門的かつ総合的な支援を行うため、長野県教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2 委員会は、次の任務を行う。

- (1) 市町村教育委員会等から、就学相談及び就学判断並びに必要な支援に関して、専門的な立場から助言を得たい事例として依頼を受けたものについて協議を行い、市町村教育委員会等へ支援を行う。
- (2) 市町村教育委員会が行う就学相談の体制及び内容・調査・審議等に関する支援を行う。
- (3) 障がいのある児童生徒等の就学後の一貫した支援に関して、教育内容及び指導方法の支援を行う。

(組織)

第3 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから長野県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が任命する。

- (1) 医師
- (2) 教育職員
- (3) 保健職員
- (4) 福祉職員
- (5) 保護者

(任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 委員会に、会長及び副会長1名を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、教育長が招集し、会長が議長となる。

(調査員)

第7 委員会に、専門の事項を調査するため、必要に応じ調査員を置くことがある。

2 調査員は、県教育委員会が任命する。

(事務局)

第8 委員会の事務局は、特別支援教育課に置く。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。